

福岡県障がい者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">福岡県障がい者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>この要綱は、障がい者(児)の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、福岡県障がい者(児)ホームヘルパー養成研修事業を実施することにより、必要な知識、技能を有する障がい者(児)ホームヘルパーの養成を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p><u>事業の実施主体は、福岡県又は福岡県が指定する事業者とする。</u></p> <p>3 受講対象者</p> <p><u>受講対象者は、原則として、障がい者(児)ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</u></p> <p>4 研修の内容</p> <p>(1) この研修は、<u>障がい者(児)居宅介護従業者</u>初任者研修課程(以下「初任者研修課程」という。)、障がい者(児)居宅介護従業者基礎研修課程(以下「基礎研修課程」という。)の2課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。ただし、必要があると認められる科目を追加することができる。</p> <p><u>なお、講義については、Web等による対応も可能とする。</u></p> <p>(2) 各課程の位置づけ等は次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">福岡県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>この要綱は、障害者(児)の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、福岡県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業を実施することにより、必要な知識、技能を有する障害者(児)ホームヘルパーの養成を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の委託</p> <p><u>県は、福岡県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の一部又は全部を講習機関へ委託することができる。</u></p> <p>3 対象者</p> <p>原則として、障害者(児)ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。</p> <p>4 研修カリキュラム</p> <p>(1) この研修は、居宅介護職員初任者研修課程(以下「初任者研修課程」という。)、障害者居宅介護従業者基礎研修課程(以下「基礎研修課程」という。)の2課程とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。ただし、必要があると認められる科目を追加することができる。</p> <p>(2) 各課程の位置づけ等は次のとおりとする。</p>

ア 初任者研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

イ 基礎研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(3) 各課程の概要及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要
初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得する。
基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。

5 科目の免除

(1) 看護師、准看護師の資格所持者については各研修課程の研修科目及び時間を全て免除するものとする。ただし、有資格者自らの希望による研修受講は妨げない。

(2) 介護福祉士実務者研修修了者については各研修課程の研修科目及び時間を全て免除するものとする。ただし、有資格者自らの希望による研修受講は妨げない。

6 修了期間

(1) 初任者研修課程については、原則として8月以内に修了するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合においては、1年6月の範囲内で修了するものとするができる。

(2) 基礎研修課程については、原則として4月以内に修了するものと

ア 初任者研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

イ 基礎研修課程

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

(3) 各課程の概要及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要
初任者研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得する。
基礎研修課程	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。

(4) 研修科目、時間の免除

ア 看護師、准看護師の資格所持者については各研修課程の研修科目及び時間を全て免除するものとする。ただし、有資格者自らの希望による研修受講は妨げない。

イ 実務者研修修了者については各研修課程の研修科目及び時間を全て免除するものとする。ただし、有資格者自らの希望による研修受講は妨げない。

5 研修期間

(1) 初任者研修課程については、原則として8月以内に修了するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合においては、1年6月の範囲内で修了するものとするができる。

(2) 基礎研修課程については、原則として4月以内に修了するものと

する。ただし、やむを得ないと認められる場合においては、8月の範囲内で修了するものとするができる。

7 修了の認定

事業の実施主体は、研修修了者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別紙2の修了証明書を交付するものとする。

8 名簿の管理

(1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(2) 福岡県知事（以下「知事」という。）は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

10 事業者の指定

知事は、福岡県内において、障がい者（児）ホームヘルパー養成研修に

ただし、やむを得ないと認められる場合においては、8月の範囲内で修了するものとするができる。

6 修了証明書の交付等

知事は、研修修了者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別紙3）を交付するものとする。

7 研修会参加費

研修会開催経費のうち、教材等にかかる実費相当分については、参加者が負担するものとする。

8 ホームヘルパー養成研修事業の指定

(1) 知事は、自ら行う研修事業の他に県内において、社会福祉法人、学校

ついて、事業者の指定を行うこととする。

なお、指定に必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

法人、その他の法人等が行う類似の研修事業のうち、次に掲げる要件を満たすものを障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業として指定することができる。

ア 事業実施者に関する要件

(ア) 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業のために必要な財政基盤を有するものであること。

(イ) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

イ 事業内容に要する要件

(ア) 研修事業がこの要綱及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第263号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

(イ) 研修カリキュラムがこの要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

(ウ) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

(エ) 適切な実習施設との連携により、実習実施計画が定められていること。

ウ 研修受講者に関する要件

(ア) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

附 則

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

①開講目的

②研修事業の名称

③実施場所

④研修期間

⑤研修カリキュラム

⑥講師氏名

⑦研修修了の認定方法

⑧開講時期

⑨受講資格

⑩受講手続（募集要綱等）

⑪授業料、実習費等

(イ) 研修への出席状況、成績等研修受講者に対する状況を確実に把握し、保存すること。

(2) 指定された障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施者は、研修修了者に対し、別紙2に定める様式に準じ修了証明書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(3) 養成研修事業の指定の取扱については別記のとおりとする。

9 その他

福岡県介護職員初任者研修実施要綱に基づく研修を修了し、かつ、この要綱に定めるカリキュラムの重複部分を除く部分を修了した者は、この要綱に定める初任者研修課程を修了したものとみなす。

10 施行期日

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

